

April 12, 2017

古山英二

カルテル行為に対しアメリカが抱くイデオロギー

—JABES 企業行動研究部会における発表—

2017年4月10日の当研究部会において佐久間健部員は、「多様化するグローバルビジネスの危機管理」と題する発表の中で、「邦人ビジネスマンが海外で起こす事件で多いのが、国際談合である」旨を指摘した。以下の発表は、この指摘にヒントを得て、私なりの考えを纏めたものである。大方のご批判の下、御議論いただければ幸いである。

1. 「国際談合」とは、具体的にはアメリカにおいて日本企業経営者が「シャーンマン反トラスト法」(Sherman Antitrust Act) 違反の嫌疑で起訴 (indict) され、裁判の結果有罪判決を受け、刑に服した事例を指していると考えられる。このような事例は、以下に示すとおり、日刊紙にもいくつか報道されている。

(1) 米司法省は23日、自動車部品メーカーのショーワがパワーステアリング関連部品の価格カルテルに関与したことを認め、1990万ドル(約20億円)の罰金を支払う司法取引に同意したと発表した。司法省によると、ショーワは2007年から12年にかけて、ハンドル操作を補助する電動式パワーステアリングの関連部品を米国内のホンダに販売する際に、価格操作や不正入札を繰り返したという。司法省が取り締まりを進める一連の自動車部品の価格カルテル事件では、今回を含め日本企業を中心に27社が米独占禁止法(反トラスト法)違反で摘発された。各社が支払いに同意した罰金は総額23億ドルに上る。(日経2014/4/24)

(2) 米司法省は14日、米国で自動車部品の価格カルテルに加わったとして、ベアリング大手のジェイテクトと日本精工の幹部2人を起訴したことを発表した。司法省によると、2人は2001年から11年にかけて米国などでトヨタ自動車に納入するベアリングの入札価格を事前協議し、不正入札や価格操作を繰り返していた。ジェイテクトと日本精工は昨年不正を認め、ジェイテクトは1億327万ドル(約120億円)、日本精工は6820万ドルの罰金支払いに同意している。(日経2014/11/15)

(3) 米司法省による自動車部品カルテルの摘発が続いている。一連の摘発では、日本企業を中心に37社が巨額の罰金を科せられ、50人以上が起訴、うち約30人が米刑務所に収監された。背景には、日本の商習慣が米国のルールに照らすと不正認定されやすいことや、「談合排除には個人への刑事罰が効果的」との考え方がある。今後も同省は別業界のカルテル摘発に乗り出す見通しで、専門家は「経済グローバル化の中、多くの企業にとって人ごとではない。訴追リスクに備える対策が必要だ」と警鐘を鳴らす(産経2015/10/4)

(4) 米司法省は15日、米国内で販売された自動車部品をめぐる価格カルテルに関与したとして、東海興業(愛知県大府市)、マルヤス工業(名古屋市の2社と、関係者5人を起訴したと発表した。司法省によると、東海興業は2008年から11年にかけて、雨が車内に入らないようにする車体シールと呼ばれる部品の価格カルテルに加わっていたという。マルヤス工業は03年から11年にかけて、スチールチューブという自動車部品で価格操作していたとされる。(日経2016/6/16)

2. 米国司法省 (Department of Justice) のウェブ・サイト :

<https://www.justice.gov/atr/antitrust-case-filings> から Antitrust Filings を選び、こまめに検索していくと、それぞれの事件の経緯を知ることが出来る。より簡単な方法として、”Department of Justice”, “auto-parts”, “antitrust cases”等々のキー・ワードを入力して Google 検索をかければ、具体例を示す司法省のサイトそのものにヒットする。そうした検索の中から一例を示すと次のとおりである。

Friday, November 14, 2014

ケンタッキー州連邦大陪審 (起訴陪審) は、日本の自動車部品製造業者の二人の役員を、共謀して価格協定を結び、入札談合 (bid rigging) に参加した嫌疑で起訴した。一人は NSK 株式会社の Hiroya Hirose であり、他はジェイテクト株式会社の Masakazu Iwami である。Hirose は 2006 から 2009 年にかけて中部日本において NSK 社の中部日本地区自動車部品販売責任者であり、Iwami は 1999 年から 2009 年にかけてジェイテクト社のトヨタ部門自動車部品販売の責任者であった。NSK 及びジェイテクトは、米国トヨタ会社等に軸受け等の自動車部品を供給している。Hirose 及び Iwami 両名の他、少なくとも 46 名が共謀して価格協定を行い、入札談合に従事した嫌疑で連邦司法当局の捜査を受けている。これらの嫌疑者のうち Hirose と Iwami を含む 26 名は嫌疑を認めている。彼らの行為は Sherman Antitrust Act に違反する内容で、有罪判決の場合には 10 年以下の懲役および個人に対し 100 万ドルの罰金刑の対象となる。以上の他、31 社の同業他社が有罪を認めており、総額 240 万ドルの支払いに同意している。両名の起訴は、連邦司法当局が行ってきた捜査に基づくもので、捜査を行ったのは、司法省反トラスト部門シカゴ局及び FBI Cincinnati Field Office の犯罪捜査班であった。

3. 日本企業だけが、Sherman Antitrust Act 違反捜査の目の敵にされているのであろうか。確かにそうした一面があるような気がしないでもない。そこで、さらにウェブ検索を進めると、そうした疑問を検証する内容の論文が、”カルテル行為に対する判決に偏りがあるというのは本当か” (On the Alleged Disproportionate Sentencing of Cartel Managers: John M. Connor, Professor Emeritus, Purdue University) というタイトルで発表されていることを突き止めた。この論文は、カルテル行為の判決対象を米国、西ヨーロッパ、日本、日本以外のアジアのメーカー別に分類して、それぞれの罰金刑の件数、支払い罰金総額 (100 万ドル)、禁固刑の件数、禁固期間の累積月数に関し 1999~2016 年にかけての実態を次のように纏めている。これによると、数の上では禁固刑数、禁固期間いずれにおいても米国のメーカーが圧倒的に上位を占めていることが知られる。

	罰金刑数	罰金総額	禁固刑数	禁固月数
米国	0	0	16	491
西ヨーロッパ	0	0	2	36
日本	0	0	6	93
その他アジア	0	0	2	24
その他	0	0	0	0
合計	0	0	26	644

4. Sherman Antitrust Act は、1890年上下両院で可決され、Benjamin Harrison 大統領の下で発布された連邦法で、典型的な経済法の一つである。この法律の立法理念を簡単に纏めると、「アメリカ国民は、公平な市場で決定される公正な (fair) 市場価格で財及びサービスを取引する権利を有する。公平かつ公正に決定される市場価格とは、制限のない自由な市場で、競争的に決定される価格を意味し、競争制限的行為ないし競争排除的行為の下で決められる価格は不公正(unfair)な価格と断定される。不公正な価格形成を助長するような行為、即ち、公正な価格形成に求められる自由な競争を排除するような行為、あるいは競争制限的な行為に与した者は、本法律の違反者として刑事罰の対象とする。」となるであろう。

本法が成立した1890年とはどのような時代であったかを振り返って見る。それは、奴隷制度廃止の是非を争点に、アメリカ合衆国が南北に分裂して戦った南北戦争=**American Civil War : 1861-1865年**)後にアメリカ経済を襲ったインフレーションの時代であった。奴隷制度存続に固執する農業中心の南部諸州の一部が合衆国を離脱してアメリカ連合

(The Confederate States of America=C.S.A.)を結成する一方で、奴隷制度廃止を主張する北部23州が合衆国にとどまったため、アメリカ連合国とアメリカ合衆国との間で戦闘の火蓋が切られた。アメリカ連合国は当時のフランス帝国から国家としての承認を得ているので、南北の争いを「内戦」=「同一国内での戦争」と表現することの妥当性に疑義を挟む考え方もある中で、Civil War という表現が固定化したのは北部が南部を制したという、北部的発想が主流となったためであろう。U.S.A.を離脱して結成されたC.S.A.を国家として認めず、南北戦争は内戦であったとする解釈は北部的発想に由来する。

南北戦争後に発生したインフレーションを具体的に示すデータとして、ヴァージニア州リッチモンドの金価格が、1861年5月から1864年1月にかけて20倍に騰貴したという記録が残っている。南部諸州においては、富の大きな部分が土地と奴隷に固定されていて、流動性に乏しかったために、アメリカ連合国政府は、戦費をまかなうために兌換性のない紙幣を増発した。そのため、南部諸州のインフレーションは北部諸州に比べて特に激しかったと記録されている。

南北戦争が勃発したときの米国大統領は第16代エイブラハム・リンカーンで、シャーマン反トラスト法が成立したときの大統領は第23代ベンジャミン・ハリソンであった。そして、法案の立案者ジョン・シャーマンはオハイオ州出身の弁護士で、財政問題には明るく、リンカーン大統領の下で上院財務委員に任命され、戦費調達に辣腕をふるった経歴を持つ共和党员で、考え方は保守的であったと云われている。ジョン・シャーマンはまた、反トラスト法の他に、1868年に中国とバーリントン条約(Burlington Treaty : 1858年の天津不平等条約を改定、清国に最恵国待遇を与えた)を締結した結果、ほとんど無制限に中国から移民が流入し、中国人移民によりアメリカ国民の職が奪われているとして、中国人排斥法(Chinese Expulsion Act)を1879年に成立させてもいる。

5. 価格の公正性という概念に、理論的根拠を提供しているのは言うまでもなく経済学である。不特定多数の供給者と不特定多数の需用者が自由に競争して取引を行う市場という場は、基本的に合理的であり、市場における供給者と需要者の価格競争には、自然法的な意味からも *natural liberty* が保障されるべきは当然であると考えられてきた。ただし、自由競争の結果、道徳に反するような利己主義、強欲、そして略奪的行為が行われるような場合には、行政当局は法的規制によりそのような行為を市場から排除しなければならない。尤も、利己主義、強欲、そして略奪的行為等々は、経済学理論による論証を待つまでもなく排除されるべき非道徳的行為である。

Sherman Antitrust Act の理論的支柱は、そうした市場における強欲的行為の非道徳性議論ではなく、経済学における市場独占の理論なのである。利潤の極大化を企業経営の目的と定義する限り、企業は可能な限り市場を独占して、市場価格の決定権を手中に収めようとするであろう。その結果、独占価格が形成され、需要者は不当につり上げられた価格で購入することを強いられ、需要者の厚生が低下するという犠牲の下で、独占的供給者の利潤のみが極大化されて行くであろう。このことは、需要者の厚生 of 不当な低下のみならず、合理的な資源配分をも阻害するであろう。なぜならば、市場独占が成立すると、市場の需要曲線は右下がりのカーブとなり、供給を制限することを通して、市場価格がつり上げられるからである。従って、そのような独占的供給者は行政的規制を受けるのみならず、司法的にも犯罪者として刑罰の対象とされるべきである。

Sherman Antitrust Act 成立の背景には、独占的供給者による市場価格の操作が具体的に存在した。商品は照明用に不可欠の石油精製品の灯油であり、独占企業は John D. Rockefeller 率いる Standard Oil Company であった。Standard Oil が 1870 年に Ohio 州の Cleveland で設立された当時、同社の全米市場占有率は 4%に過ぎず、250 社の同業者が競争していた。ところが、Standard Oil は、業者間の販売価格協定を推し進め、同業者間の価格競争は徐々に排除され、1873 年までには、全米石油製品市場の 80%の価格支配権は、Rockefeller の手中にあったと言われている。そして、1900 年には Standard Oil は全米の石油精製工場の 90%を支配していた。

6. 市場価格協定は犯罪的行為であると断定する場合、価格協定には二種類あるとされる。一つは *horizontal price fixing* で、他は *vertical price fixing* である。前者は同業者間の価格協定で、後者は下請け企業と親企業との間で結ばれる価格協定であると定義される。しかし、こうした二種類の定義はアダム・スミスが自由競争をよしと考えた時代には存在しなかった。当時の経済は農業等第一次産業の産物を中心に成り立っており、今日のような下請企業と親企業を結びつける工業技術的分業関係は存在しなかった。アメリカの経営学者達は、「企業系列」を日本の産業力源泉の一つとして注目した。ジェイテクトがトヨタ自動車の系列的な下請け企業として、車輪の軸受けの供給価格を、系列企業間の工業技術的交渉によって決定する場合でも、*vertical price fixing* と見なされてしまうのである。系列企業間の取引をカルテル行為と決めつけるのは、An American Ideology であると言えそうだ。一完—